

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和元年12月27日

香川県病院事業管理者 太 田 吉 夫

香川県病院局管理規程第1号

香川県病院局企業職員就業規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員就業規程（平成19年香川県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次休暇) 第8条の2 略</p> <p><u>(年次休暇の時季指定)</u> 第8条の3 管理者は、<u>年次休暇（年次休暇が10日以上与えられた職員に係るものに限る。以下この項において同じ。）の日数のうち5日については、年次休暇を与えた日から1年以内の期間に、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を定めることにより与えなければならない。ただし、当該職員が年次休暇を自ら請求し、取得した場合においては、当該年次休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。</u></p> <p>2 <u>当該年の中途において新たに職員となった者その他の管理者が別に定める者に係る前項の規定の適用については、管理者が別に定める。</u></p> <p>(その他の勤務時間等) 第9条 略</p>	<p>(年次休暇) 第8条の2 略</p> <p>(その他の勤務時間等) 第9条 略</p>

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。